北上工業団地環境緑地保全地域の指定解除（案）

　北上工業団地環境緑地保全地域は、北上市北工業団地に位置する工業団地の自然の保護と開発との調和を図ることを目的として、岩手県自然保護条例（昭和46年岩手県条例第42号）第11条の規定に基づき、昭和48年に自然保護地区(保護調整地区)として指定し、その後の条例改正により、岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第20条第１項第２号に基づく環境緑地保全地域に移行しています。

自然保護地区に指定した当時は、工業団地の造成等における緑地の確保に関する具体的な法律規定がなかったことから、宅地又は工業用地の造成等の開発行為が行われる地区のうち一定面積以上の開発規模を有するものについて指定し、良好な自然環境の保全のための緑地の確保に寄与してきました。

　一方、昭和48年以降、工場立地法、工場立地に関する準則、森林法における開発許可制度等が順次定められ、平成28年以降は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく工場立地法の改正により、市町村において一定の基準の範囲内で工場の緑地の面積の敷地面積に対する割合を独自に定めることができるなど、緑地を確保、保全するための法制度が整備されてきており、また、当該工業団地の造成は概ね完了していることから、環境緑地保全地域の指定を解除することとしたものです。

１　環境緑地保全地域の指定解除の基本的な考え方

岩手県自然環境保全条例に基づき指定された北上工業団地環境緑地保全地域は、自然環境との調和が図られ、開発地における緑地の確保、保全に寄与してきたところであるが、地域指定後、工場立地法等による緑地の基準が整備され、法令に基づいた十分な緑地が確保されており、今後においても基準に基づく自然の保護と開発との調和が図られることから、指定を解除する。

２　環境緑地保全地域の指定

　・　昭和48年 12月5日　　岩手県自然保護条例に基づく自然保護地区(保護調整

地区)として指定

・　昭和48年12月25日　　岩手県自然保護条例の全部改正に伴い、同条例に基づき指定されている保護調整地区は、岩手県自然環境保全条例に基づく環境緑地保全地域とみなすこととされた。